５　副委員長及び委員は、総務会の承認を受けて委員長が決定する。

第８条　組織委員会のもとに、次に掲げる各局を設ける。

１）青年局

２）女性局

３）壮年局

２　青年局、女性局及び壮年局の運営については別に定める。

第　４　節　広報委員会

第９条　県連の広報活動を強化し、かつ、推進するための広報委員会を置き、委員長１名、副委員長及び委員若干名を置く。

２　委員長は、広報委員会の運営並びに広報活動を管掌する。

３　副委員長は、委員長を補佐する。

４　委員長は、会長が指名して総務会において選任する。

５　副委員長及び委員は、総務会の承認を受けて委員長が決定する。

第　３　章　　議　決　機　関

第　１　節　県連大会

第１０条　県連大会は県連の最高議決機関であって、次の各号に掲げる者をもって構成する。

１）衆参選挙区（比例区）支部長及び県議会議員支部長

２）県連の役員

３）支部長及び支部幹事長

４）支部の青年部、青年局、女性局及び壮年局の代表各１名

５）支部登録党員比例代議員

第１１条　県連大会は、毎年１回、会長が招集する。ただし、総務会において県連大会を開催すべきことを議決したとき、又、支部の三分の一以上から県連大会を開催すべきことの要求があったときは、会長は臨時県連大会を招集すべきものとする。

緊急その他の事由により県連大会を開催する暇がないときは、総務会をもって県連大会に代えることができる。

第１２条　県連大会の議長及び副議長は、そのつど県連大会において選任する。

第１３条　県連大会は、構成員の三分の一以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

第１４条　県連大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第　２　節　総務会